

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により小坂町森林整備計画を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

令和7年3月27日

小坂町長 細 越



- 1 縦覧に供する書類
小坂町森林整備計画変更計画書
- 2 閲覧方法
小坂町ホームページ